各委員からのご意見及びそれに対する考え方について

議題 (1) 改正省エネ法に基づく荷主の措置について

<委員からのご意見>

1. 資料 1 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する荷主の判断の基準告示及び関連告示の見直しイメージ(案)について

【内田委員】

• 資料1 貨物輸送事業者との運賃等の設定に係る協議(非化石転換コストの負担)については、運送事業者への支援として、非化石転換による運行原価の上昇とチャージ額の設定方法について、標準的な計算例を示していくことを考えてほしい。令和2年に提示された「標準的な運賃」の追加情報として開示する形が現実的か。

【二村委員】

• 今回の事務局からお示しいただいた告示案について賛成いたします。今後は技術革新に応じて、適宜内容を見直すことが大事かと存じます。

【山川委員】

- 荷主が定める非化石エネルギーへの転換目標は、今後の非化石エネルギー自動車の普及状況や価格、充電インフラの整備状況等が明確ではない中で設定されることになる。目標達成状況に対する評価は、これらの市場の実態を踏まえた上で実施していただきたい。
- ※ その他の委員からも、事務局案について、異論なしの旨、ご回答いただいております

2. 参考資料について

【内田委員】

• 参考情報 1-5 定期報告書の様式については、荷主に求める定期報告書のフォーマットは、荷主にとって「この形で輸送全体の実態を把握すると、CN への取り組みを管理しやすい」と思えるものであることが理想。今回の新フォームである「非化石エネルギーの使用状況」は現在の形でよいが、今後、ここで報告される「自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車」による輸送量が全輸送量(トンキロ)のどのくらいをカバーしているか、その中で非化石対応車両で運んでいる分のシェアがどのくらいなのかを認識させるようにしたい。将来的には「第1表. エネルギー使用量報告」の表とリンクさせて、非化石対応車両導入の CN への貢献度を見える化することを考えてほしい。

【納富委員】

- ・ 参考資料 1-4 中長期計画書の様式イメージ(案)に関して、非化石転換の目標年度が 2030 年と規定されていますので、4 ページのⅢ 1-1 の表中「目標年度における定量目標の目安」の年度は予め 2030 年と記載しておくのが良いと考えます。参考資料 1-5 定期報告書の様式イメージ(案)の 12 ページについても同様。
- 参考資料 1-4 (4ページ) および 1-5 (12ページ) について、最右欄において「目標」と「自主目標」と微妙に異なる表現になっていますので、(「自主目標」が良いかと思いますが) 統一すると良いと考えます。

<事務局の考え方>

1. 資料 1 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する荷主の判断の基準告示及び関連告示の見直し イメージ (案) について

様々な非化石エネルギー自動車の導入による運賃等の原価の上昇について標準的な計算式を設定することは困難であることも踏まえ、 貨物輸送事業者と荷主との間の協議についてどのような支援が可能かについて、国土交通省とともに引き続き検討してまいります。また、 将来の告示の見直しについては、その要否を含め、今後の技術革新等の様々な状況を踏まえながら、対応を検討してまいります。事業者の 取組の評価に当たっては、国の目安を基準としつつ、関連する技術の水準や非化石エネルギーの供給の状況等を勘案した上で総合的に判断する こととしております。

2. 参考資料について

定期報告書を通じて荷主が輸送全体の実態をどのように把握するかについては、引き続き、荷主判断基準ワーキンググループ等で議論してまいります。定期報告書及び中長期計画書の様式における目標年度については、今後の状況の変化に応じて目標年度を見直す可能性があることから、様式においては目標年度を空欄としています。中長期計画書の様式における「目標」と「自主目標」の表現の統一については、御指摘も踏まえ、工場等における判断基準の様式と同様に、「目標」に統一します。

<矢野座長取りまとめ>

• 各委員からのご意見については上記の考え方を踏まえつつ、今後事務局において必要な対応を行っていただくようお願いいたします。